

4. 管理費等関係

- 管理費等の納入方法等に関する取扱細則
- 管理費等の額の改定に関する件

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

管理費等の納入方法等に関する取扱細則

(総則)

第1条 この細則は、サザンヒル八事分譲住宅管理組合規約（以下「規約という。」）

第62条の規定により組合員が支払うべき管理費、団地修繕費積立金、各棟修繕費積立金（以下併せて「管理費等」という。）の納入方法その他取扱いについての必要な事項を定める。

(納入期限)

第2条 総会で特に納入期限を定めた場合を除き、毎月当月の25日を納入期限とする。ただし、第4条の遅延利息の期間計算については、翌月の1日を起算点とする。

(納入方法)

第3条 理事長が指定する口座に振込または自動振替の方法より納入する。

(遅延利息等)

第4条 理事長は、組合員等が納入期限までに管理費等を支払わない場合、規約第62第3項に定める遅延利息等を加算して徴収するものとする。

2 前項の遅延利息等は管理費に充当する。

3 理事長は、支払遅延の理由がやむを得ないと判断した場合には、遅延利息等を免除することができる。

(日割計算)

第5条 契約期間が1ヶ月に満たない場合の管理費等は日割計算（10円未満の端数は四捨五入）した額とする。

(附則)

この細則は、平成4年5月29日から施行する。

この細則は、令和5年5月21日から施行する。

この細則は、令和6年1月17日から施行する。